

## 西宮市上下水道局職員公務災害等見舞金支給要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、職員が公務上又は通勤により死亡した場合又は負傷し、若しくは疾病にかかり、治ったとき障害が存する場合に、その遺族又は当該職員に対して支給する公務災害等見舞金（以下「見舞金」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「職員」とは、西宮市上下水道局の職員で、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「法」という。）の適用を受ける職員並びに労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。）の適用を受ける派遣職員、臨時職員及び嘱託職員をいう。

### (見舞金の種類)

第3条 見舞金の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 死亡見舞金
- (2) 障害見舞金

### (死亡見舞金)

第4条 死亡見舞金は、職員が公務上死亡し、又は通勤により死亡した場合にその職員の遺族に支給する。

2 死亡見舞金の額は、3,000万円とする。

### (遺族の範囲及び順位)

第5条 死亡見舞金を受けることができる遺族の範囲及び順位は、法第37条第1項及び第2項の規定の例によるものとする。この場合において、配偶者については婚姻の届出をしていないが、職員の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

2 死亡見舞金を受けることができる同順位の遺族が2人以上あるときは、当該遺族の1人が受ける死亡見舞金の額は、前条第2項の額をその人数で除して得た額とする。

### (遺族からの排除)

第6条 前条第1項の者のうち、職員を故意に死亡させた者又は職員の死亡によって死亡見舞金を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、死亡見舞金を受けることができる遺族としない。

### (障害見舞金)

第7条 障害見舞金は、職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、治ったとき、地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）別表第3に定める程度の障害が存する場合に、当該職員に支給する。

2 障害見舞金の額は、障害の等級に応じ別表に定める額とする。

### (障害見舞金の調整)

第8条 障害見舞金を受けた者が、当該障害の程度に変更があったため、新たに前条に掲げる上位の等級に該当するに至った場合又は同一傷病により死亡した場合は、新たに該当するに至った等級に応ずる障害見舞金の額又は死亡見舞金の額から既に支給した障害見舞金の額を差し引いて得た額を支給する。

2 障害のある者が公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病により同一部位について障害の程度を加重した場合には、その障害見舞金の額から従前の障害の等級に応ずる障害見舞金の額を差し引いて得た額を支給する。

(損害賠償との調整)

第9条 局が国家賠償法、民法その他の法律による損害賠償の責に任ずる場合において、本要綱による見舞金を支払ったときは、同一の事由については、その価額の限度においてその損害賠償の責を免れる。

2 公務上の災害又は通勤による災害が第三者の行為によって発生した場合において、当該第三者から同一の事由につき損害賠償を受けた場合の見舞金の支給額は、その損害賠償額のうち死亡又は後遺障害に係る慰謝料額を控除した額とする。

3 前項の場合において過失により慰謝料額が相殺されたときは、過失相殺後の慰謝料額を控除するものとする。

(支給制限)

第10条 職員が故意若しくは重大な過失により死亡若しくは障害の原因となった事故を生じさせた場合又は正当な理由がなく療養に関する指示に従わなかったことにより、障害の程度を増進させ、若しくは死亡した場合は、その職員に係る見舞金の全部又は一部を支給しないことができる。

(申請手続)

第11条 見舞金の支給を受けようとする者は、地方公務員災害補償基金において補償の決定がなされたとき、又は労災法に基づく補償の決定がなされたときは、次の各号に掲げる申請書を上下水道事業管理者に提出するものとする。

(1) 死亡見舞金 死亡見舞金支給申請(請求)書 (様式第1号)

(2) 障害見舞金 障害見舞金支給申請(請求)書 (様式第2号)

(見舞金の支給)

第12条 上下水道事業管理者は、前条の見舞金支給申請(請求)書を受理したときは、これを審査し、支給に関する決定を行い、その結果を申請者に通知するものとする。

(死亡見舞金を受ける者の指定等)

第13条 死亡見舞金を受ける者の指定については、法第37条第3項の規定の例による。

2 未支給の見舞金については、法第44条の規定の例による。

(委任)

第14条 この要綱の施行に関して必要な事項は、上下水道事業管理者が定める。

付 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日以後に地方公務員災害補償基金又は労災法による補償の決定がなされた死亡又は障害について適用する。

付 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

別表

等級別障害見舞金	
等級	障害見舞金の額（円）
第 1 級	30,000,000
第 2 級	25,900,000
第 3 級	22,220,000
第 4 級	18,900,000
第 5 級	15,700,000
第 6 級	13,000,000
第 7 級	10,500,000
第 8 級	8,200,000
第 9 級	6,200,000
第 10 級	4,600,000
第 11 級	3,300,000
第 12 級	2,200,000
第 13 級	1,400,000
第 14 級	900,000

備考

この表に定める障害の等級の決定は、地方公務員災害補償基金、又は労働基準監督署の決定の例によるものとする。